

令和5年第7回総会

山武市農業委員会会議録

令和5年7月5日 開会

令和5年7月5日 閉会

令和5年第7回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年7月5日(水) 午後3時30分
場 所 山武市役所 第6会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 井 野 敬 一
議 事 議案

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- (4) 令和5年度第4次農用地利用集積計画(案)の決定について
- (5) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
- (6) 山武市農業委員会選出役職員について

出席委員(17名)

欠席委員(0名)

出席農地利用最適化推進委員(20名)

欠席農地利用最適化推進委員(0名)

出席事務局職員(4名)

◎日 程

- 日程第1 会期の決定について
日程第2 議事録署名人の指名について
日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
日程第7 議案第4号 令和5年度第4次農用地利用集積計画（案）の決定について
日程第8 議案第5号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
日程第9 協議 山武市農業委員会選出役職員について

令和5年7月5日 山武市農業委員会 会長 井野 敬一

◎開 会

議長

これから令和5年第7回山武市農業委員会総会の会議を始めます。
ただいまの出席委員は全員です。よって、農業委員会等に関する
法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。
お諮りいたします。
日程第1、会期の決定並びに日程第2、議事録署名人の指名につ
いて、議長において決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。会期は本日1日限りといたします。議事
録署名人は、議席番号2番小山委員及び議席番号3番雲地委員を指
名いたします。

◎報 告 (事務局説明)

◎議案第1号

議長

議案の審議に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請につ
いてを議題といたします。
事務局に説明を求めます。

- 事務局 (事務局説明)
- 議長 事務局の説明が終わりました。
申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明を求めます。
まず、申請番号1について、地区担当推進委員の伊藤委員に説明を求めます。
- 伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。
申請番号1について説明します。
この申請は、売買による所有権の移転となります。
譲渡人は、耕作する予定がないため、譲受人は、自分の耕作地に近く利便性がよいため、今回、申請が出ておりました、該当地なんですけれども、少し前に同じ譲受人が購入した土地と隣接している土地でありまして、50年ぐらいいは、最低でも、何も作付されていない土地となります。
今後は、まず、開拓してから、どう使うかを考えるような形になるのではないかという話でありましたが、荒れていた土地を、もう一度、農地としてよみがえらせるということなので、地元としては問題がありません。
よろしくお願ひします。
- 議長 推進委員の説明が終わりました。
当該地域の農業委員、議席番号14番藤田委員に補足説明を求めます。
- 藤田委員 ただいま、推進委員の伊藤さんの説明どおりでございます、特に問題ないと見てまいりました。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
よろしく審議のほど、お願ひいたします。
- 議長 農業委員の補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。
- (質疑なし)
- 議長 質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第1号、申請番号1について、許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定をいたしました。

申請番号2は欠番です。

申請番号3について、地区担当推進委員の山下委員に説明を求めます。

山下推進委員

地区担当推進委員の山下です。

申請番号3について、説明させていただきます。

こちらは、賃貸借権の設定です。

譲渡人のほうは、今までちょっと、ほかの有機栽培をされている方に畑を貸していたんですけれども、また、ほかに移転しまして、新たに譲受人の方が落花生を作るということで、申請が上がっております。

この落花生の会社なんですけれども、2年前に法人を立ち上げて、今、規模拡大傾向で、全て自社で乾燥、選別、販売等を行っております。

地元としては何も問題ないので、よろしく願います。

議長

推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号7番高野委員に補足説明を求めます。

高野委員

7番、高野です。

今、山下推進委員の説明がありましたとおり、私も本人のところへ行って、確認をしてきました。

権利者につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、よろしく願います。

議長

農業委員の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第1号、申請番号3について、許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定をいたしました。

続きまして、申請番号4について、地区担当推進委員の高橋委員に説明を求めます。

高橋推進委員

高橋です。申請番号4について説明いたします。

贈与による所有権移転です。この農地、水田は、地区で共同で管理していましたが、譲渡人が高齢のため管理が難しくなり、共同名義で申請してあります。

譲受人は若い人で、経営規模を拡大してやっていくそうです。よろしくをお願いします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号2番小山委員に補足説明を求めます。

小山委員

議席番号2番、小山です。

ただいま高橋推進委員がおっしゃったとおりでございまして、何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく願いをいたします。

議長

農業委員の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第1号、申請番号4について、許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定をいたしました。

続きまして、申請番号5について、地区担当推進委員の今関委員

に説明を求めます。

今関推進委員

地区担当推進委員の今関です。

番号5について、御説明申し上げます。

この土地は、譲渡人が相続で取得した農地で、十数年来、耕作しておらず、耕作者も見当たらないということで、年を取ってきたということで、維持管理が困難になってきた理由で、譲受人のほうに相談したところ、この土地は譲受人の自宅のすぐ前であり、今回は、自家用野菜、トマト、ナス、イモ類を生産して、やりたいということで意見がまとまりました。

地元としては何ら問題がありませんので、よろしく申し上げます。
以上です。

議長

推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号12番今関委員に補足説明を求めます。

今関委員

議席番号12番、今関です。

推進委員の今関さんの説明のとおりでございます。私も先日、現地を確認してまいりましたが、何ら問題のない土地だと見てまいりました。

なお、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

農業委員の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第1号、申請番号5について、許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定をいたしました。

申請番号6について、地区担当推進委員の戸村委員に説明を求めます。

戸村推進委員 地区担当推進委員の戸村でございます。
申請番号6番について、御説明いたします。
本件は、売買による所有権移転でございます。
譲渡人は、会社の勤務が忙しいことでできないため、そのため、
譲受人は自分の耕作地に近いということで、今回の申請に至りました。
地元としても、現地を昨日、確認してきましたけれども、一応、
問題ないと思いますので、審議のほど、よろしく願いいたします。
以上です。

議長 推進委員の説明が終わりました。
当該地域の農業委員、議席番号5番廣口委員に補足説明を求めます。

廣口委員 5番の廣口です。
ただいま戸村推進委員のほうから報告がなされたとおりであります。
地元としては何ら問題はございません。
権利者につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
審議をよろしく願いします。

議長 農業委員の補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。採決いたします。
議案第1号、申請番号6について、許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定をいたしました。
続きまして、申請番号7について、地区担当推進委員の高宮委員に説明を求めます。

高宮推進委員 地区担当推進委員の高宮です。
議案第1号、申請番号7について説明します。
この申請は、売買による所有権の移転です。譲渡人は遠方に住ん

であり、管理ができないため、譲受人は、自分の耕作地に近いためです。

この申請地は大分荒れているんですけども、譲受人は、きれいにここを整地して、ソバを作付するとのことでした。

地元としても、荒地がきれいになるということで問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号 15 番石橋委員に補足説明を求めます。

石橋委員

議席番号 15 番の石橋です。

ただいまの高宮推進委員さんの御説明のとおりであります。問題はないと思われま。

権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長

農業委員の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第 1 号、申請番号 7 について、許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定をいたしました。

◎議案第 2 号

議長

続きまして、日程第 5、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。

議案第 2 号、申請番号 1 について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局

(事務局説明)

- 議長 事務局の説明が終わりました。
地区担当推進委員の高宮委員に説明を求めます。
- 高宮推進委員 地区担当推進委員の高宮です。
議案第2号、申請番号1について説明します。
この申請は更新です。
栽培作物は、庭のグラウンドカバーとして多く使われています、
タマリユウのポット栽培で、あと、小規模ですが、スイカ、サツマイモなども作付しています。
除草もしっかり行われておりまして、きれいに管理しており、何も問題ないものと思いますので、よろしく願いいたします。
- 議長 推進委員の説明が終わりました。
現地調査員の石橋委員に報告を求めます。
- 石橋委員 議席番号15番の石橋です。
先日、確認してまいりました。ただいまの高宮推進委員さんの御説明のとおりであります。問題はないと思われます。
農地法第4条第6項及び農地法施行令第4条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われます。
よろしく御審議お願いします。
- 議長 現地調査員の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。
- (質疑なし)
- 議長 質疑を終了いたします。採決いたします。
議案第2号、申請番号1は、許可相当として意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めます。
- (挙手全員)
- 議長 挙手全員です。本件は、許可相当として意見を付すことに決定をいたしました。

◎議案第3号

- 議長 続きまして、日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による

許可申請に関する意見についてを議題といたします。

議案第3号、申請番号1について、事務局の概要説明を求めます。

事務局

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

地区担当推進委員の川島委員に説明を求めます。

川島推進委員

地区担当推進委員の川島です。

申請番号1について、御説明いたします。

譲受人におかれましては、排水路護岸工事のための資材置場として、一時転用という形になります。

周辺に住宅はなく、地元としても何ら問題ないと思われまますので、よろしく願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の石橋委員に報告を求めます。

石橋委員

議席番号15番の石橋です。

先日、現地を確認してきました。ただいまの川島推進委員さんの御説明のとおりであります。

一時的な利用であることから、農地法第5条第2項及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われまます。

以上です。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長

現地調査員の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

本件については、許可相当として意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は、許可相当として意見を付すことに決定をいたしました。

申請番号2について、事務局の説明を求めます。

事務局

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。
地区担当推進委員の齋藤委員に説明を求めます。

齋藤推進委員

担当推進委員の齋藤です。
第3号議案の2番について、説明いたします。
今回の申請は、転用を伴う賃貸借権の設定であります。
譲受人は、現在使用している住宅兼事務所が老朽化し、新しく建て替える場所を探していたところ、後継者である息子の家の近くにある今回の申請地を選定し、今回の申請に至りました。
譲渡人におかれましては、用排水が不便で、20年以上休耕していた水田であり、また、周辺も住宅地であることから、今回の話を受けました。
隣接地の水田も同様に長年休耕しており、今回の申請の話をして同意を得ておりますので、地元としては問題ないかと思われまます。
よろしく願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の今関委員に報告を求めます。

今関委員

12番、今関でございます。
先日、3日の日ですけれども、現地確認をまいりました。
地元推進委員の齋藤委員の説明のとおりでございます。本件は、第3種農地への事務所兼用住宅の建築であり、信用、資力、周辺農地への影響等において、問題ないものと思われまます。
したがって、許可相当と思われまますので、御審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

現地調査員の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。
本件については、許可相当として意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めまます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は、許可相当として意見を付すことに決定をいたしました。

◎議案第4号

議長 続きまして、日程第7、議案第4号、令和5年度第4次農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

本議案の利用権設定等個人別明細の番号8は、議席番号17番齊藤委員に関する案件であり、番号10及び11は、議席番号14番藤田委員に関する案件であります。

農業委員会等に関する法律第31条において、議事参与の制限が規定されていることから、審議の方法についてお諮りいたします。

農業委員に関する案件である利用権設定等個人別明細の番号8、10及び11を除いて、一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。この議案は、利用権設定等個人別明細の番号8、10及び11を除いて、一括審議といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 ただいま事務局から説明があったとおり、所有権移転の案件は取り下げられております。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。利用権設定等個人別明細の番号8を審議いたしますので、議席番号17番齊藤委員の退席を求めます。

(齊藤委員退室)

議長 議案第4号、利用権設定等個人別明細の番号8を採決いたします。

本件について、原案のとおり承認することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。
齊藤委員に関する審議が終わりましたので、同委員の入室を認めます。

(齊藤委員入室)

議長 次に、利用権設定等個人別明細の番号10及び11を審議いたしますので、議席番号14番藤田委員の退席を求めます。

(藤田委員退室)

議長 議案第4号、利用権設定等個人別明細の番号10及び11を採決いたします。
本件について、原案のとおり承認することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手全員です。本件は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。
藤田委員に関する審議が終わりましたので、同委員の入室を認めます。

(藤田委員入室)

議長 次に、議案第4号のその他の案件について、採決いたします。
利用権設定等個人別明細の番号1から7、9及び12から21について、原案のとおり承認することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

◎議案第5号

議長 続きまして、日程第8、議案第5号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。
事務局に議案の説明を求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
推進委員の説明を求めます。番号1について、地区推進委員の高橋委員に説明を求めます。

高橋推進委員 担当推進委員の高橋です。
番号1について説明いたします。
新規となります。令和5年3月1日に法人化をされました。
主要作物はニラ。現在、ニラのハウスはどのぐらいあると聞いた
ら、123棟あるそうです。面積を計算してくれと言ったら、ちょっと
時間がかかりますので勘弁してくださいという話でした。
現在、従業員が、家族3人の外、ベトナム人を3人雇用しており、
9月、10月にもう2名、ベトナム人が来るそうです。
とにかくニラを一本化して、一生懸命やっております。

議長 推進委員の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。採決いたします。
議案第5号、番号1について、原案のとおり承認することに御異
議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は、原案のとおり承認することに決定をいた
しました。

◎協議

議長 続きまして、日程第9、協議、山武市農業委員会選出役職員につ
いてを議題といたします。
事務局に協議事項の説明を求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
選出委員については、議長が決することとしてよろしいでしょ
うか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

今回、依頼のあった両委員については、農業委員会会長を選出することが通例となっております。

しかし、私は別の推薦枠で推薦される予定でありますので、山武市総合計画審議会委員及び山武市まち・ひと・しごと創生戦略会議委員は、職務代理である増田委員を推薦いたします。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

以上で、本日本日予定した議案の審議等は全て終了いたしました。

◎その他

議長

その他の件について、皆様から御意見等ございますか。

◎閉 会

議長

御意見がないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。

次回の総会は8月4日金曜日、大会議室を予定しております。暑い中ですが、御参集のほどよろしくお願いいたします。